

伊丹市スポーツ推進計画中間見直し事項骨子(素案)

主な変更点

- ①中学校部活動の地域移行
- ②スポーツクラブ21の充実
- ③スポーツにおけるDXの推進
- ④スポーツを実施する者の心身の安全・安心の確保

主な変更点② スポーツクラブ21の充実

【背景】

本市スポーツクラブ21は設立から約20年が経過しており、各クラブにおいて、会員の減少や財源の確保等、様々な課題が発生している。地域コミュニティの状況も変化しており、スポーツクラブ21の充実は、生涯スポーツの推進だけでなく、地域の活性化にもつながるため、より活発で持続可能なクラブ運営を目指すことが求められる。

【計画中の関連取組】

- P20 スポーツクラブ21における壮年の会員を増やす(するスポーツ)
- P23 スポーツクラブ21における障がい者の会員を増やす(するスポーツ)

↓ 集約して重点施策として追加

第4章 するスポーツの推進

P23 重点施策5 スポーツクラブ21の充実

新規

・スポーツクラブ21は「だれもが、いつでも、身近なところで」スポーツができることを目指した地域住民の自発的・主体的運営によるスポーツクラブである。地域スポーツクラブとしての機能を強化し、地域の実情に応じた弾力的な運営を進めることで、スポーツ人口の増加を図り、スポーツによる地域の活性化を図る。

取組1 スポーツクラブ21の会員数を増やす

新規

集約

・イベント・大会等をはじめ、地域住民のニーズに応じた多様なスポーツ活動を行い、スポーツクラブ21の会員数の増に取り組む。
・市民誰もが気軽に加入し、クラブを自身の居場所のひとつにできるような風土づくりに努めるとともに、スポーツクラブ21への加入を促すため、その魅力や特徴について、より一層のPRを図る。

取組2 スポーツクラブ21の運営体制の強化

新規

・会員や指導者、運営スタッフの確保、財政基盤の確立等、現在クラブが抱える課題を、クラブと行政やスポーツ団体、地域自治組織等が共有できるような体制整備を行う。
・性別・年齢・障害の有無に関わらず、誰もがスポーツに参加しやすくするため、障害に関する情報等を記載したマニュアル等の作成や障がい者スポーツの指導ができる人材の養成等をクラブと行政・スポーツ団体・市障害者スポーツ協会による連携・協力のもと進める。

主な変更点① 中学校部活動の地域移行

【背景】

中学校の休日部活動が令和5年度以降、段階的に地域に移行されることに伴い、運動部活動が今後も適切に運営されるよう、外部指導者や地域で指導する人材の養成・活用等を、より推進する必要がある。

【計画中の関連取組】

- P19 部活動における外部指導者の充実(するスポーツ)
- P28 部活動指導員の活用を推進する(ささえるスポーツ)
- P30 スポーツ団体・行政・学校等における連携・協働を推進する(ささえるスポーツ)

↓ 3項目をささえるスポーツに集約

第6章 ささえるスポーツの推進

重点施策3 連携・協働の推進

P30 取組1 中学校部活動の環境整備

集約

・学校部活動の意義を理解した上で、中学生のスポーツへの興味関心や技術・体力の向上に寄与する外部指導者の養成・活用を図る。
・今後の学校部活動の地域移行に向け、地域で指導する人材の養成・確保に努める。また、運動部活動が今後も適切に運営されるよう、地域のスポーツ団体や学校等と連携・協働を行い、体制整備を行う。

主な変更点③ スポーツにおけるDXの推進

※第3期スポーツ基本計画記載事項

【背景】

IT化が進展する中、新型コロナウイルスの感染拡大による外出自粛の影響を受け、デジタル技術の利活用や環境整備が急速に進展するとともに、屋内でできるスポーツ活動に対する需要が高まった。今後は、デジタル技術を積極的に活用することで、市民誰もがスポーツにアクセスできる機会を提供していく必要がある。



新規で重点施策として追加

第4章 するスポーツの推進 または
第7章 伊丹ならではのスポーツの推進
重点施策 スポーツにおけるDXを推進する

新規

取組1 デジタル技術を活用したスポーツ活動の推進

- ・地域で孤立している人、健康上の理由や障害等のため外出が困難な人たちも含め、多様な主体それぞれが平等に地域のスポーツ実施に参画できるよう、リモートによる体操教室等の双方向的な交流を生むスポーツの機会や時間を問わず1人でできるトレーニング動画等のコンテンツを提供する。

取組2 デジタル技術によるデータの活用

- ・する、みる、ささえるスポーツの実効性を高めるため、デジタル技術を活用した情報収集を行い、スポーツ団体・行政・学校等と共有し、様々な課題への活用等について、調査・研究する。

主な変更点④ スポーツを実施する者の心身の安全・安心の確保

※第3期スポーツ基本計画記載事項

【背景】

スポーツ実施者を増やすためには、新規スポーツ実施者を増やすと同時に、スポーツを実施している者が継続してスポーツを行える環境を整備することが必要である。スポーツを実施する者が暴力や不適切な指導でスポーツから離れたたり、スポーツに親しむ機会を奪われることがないように、スポーツを実施する者の心身の安全を確保する必要がある。



新規で取組として追加

第6章 ささえるスポーツの推進
重点施策1 質の高い指導者養成と活用
P28 取組2 スポーツを実施する者の安全・安心の確保をする

新規

- ・各スポーツ団体と連携し、スポーツ分野におけるあらゆる暴力・不適切指導等の根絶を図る。
- ・スポーツ事故やスポーツ障害を防止するため、これまでの事故事例の情報提供や指導者研修を充実させ、一人一人が安全・安心に、楽しくスポーツが実施できる環境整備を行う。

その他の変更点① 女性・高齢者スポーツについて

第4章 するスポーツの推進
P21 重点施策3 「女性・高齢者・ファミリーの実施者を増やす」

➡ 国の基本計画では、スポーツを通じた健康増進により健康長寿社会を目指すとしており、本市計画の当該重点施策をより国の基本計画に即したものにへ変更。

その他の変更点② 東京オリンピック・パラリンピックについて

第5章 みるスポーツの推進
重点施策2 「“みるスポーツ文化”の充実」
P26 取組1 「東京2020オリンピック・パラリンピック大会に向けて、オリンピック教育とパラリンピック教育を推進する」

➡ 東京オリンピック・パラリンピックの終了に伴い削除